

埼玉工業大学公的研究費執行に係る不正取引に関与した業者に対する措置（処分）方針

（目的）

第1条 この基準は、学校法人智香寺学園埼玉工業大学（以下「本学」という。）が、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣結締、令和3年2月1日改正）並びに「埼玉工業大学における公的研究費の執行・管理・監査に関する規程」第15条（不正関与業者への対応）に基づき、契約の適正な履行を確保するため、取引業者が不正取引や贈賄等の不正取引を行った場合の措置及びその手続について必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 本措置基準の適用対象は、本学において競争的資金を中心とした公募型の研究資金又は受託研究事業等の委託金（以下「公的研究費」という。）を利用して発注する物品及び印刷物の調達、役務の提供に係る委託、工事の請負その他の契約に係るすべての取引業者とする。

（措置（処分）の決定方法）

第3条 不正な取引に関与した業者の措置や処分は、その都度学内理事会において、不正関与や違反の程度及び金額や影響した範囲などを総合的に検討のうえ、注意喚起又は警告の措置、悪質と認める場合には取引の停止（取引停止期間は、1か月から24か月或いは無期限）を決定する。

（取引停止処分の対象となる行為）

第4条 本学は、取引業者が学校法人智香寺学園調達規程第6条第1項第3号の別表（物品購入等の契約における取引停止の措置要件）各号のいずれかに該当したときは、実際の事情に応じて期間を定めた取引停止の処分を行う。

（軽微な過失等に関する措置）

第5条 前条の定めにかかわらず、取引業者の錯誤や軽微な過失による違反行為であるために取引停止処分までは必要ないと認められたときは、学内理事会の決定に基づき、本学は当該取引業者に対して学長名によって書面による注意喚起又は警告を行う。

（取引停止の期間）

第6条 不正取引により取引の停止が決定した業者は、次の様に扱う。

- (1) 一つの事案による取引停止の期間は、不正を認定した日から1か月以上24か月以内とする。
- (2) 不正取引が悪質と認められる場合又は当該取引が重大な結果を引き起こした場合は、前項の定めにかかわらず、取引停止期間を24か月以上（結果の重大さによっては、無期限）とすることがある。
- (3) 取引停止を受けている業者が、取引停止期間中において別表（取引停止処分要件）各号のいずれかに該当する事案が新たに確認されたときは、その都度1か月以上24か月以内の範囲において取引停止期間を加算する。（加算した結果、取引停止期間が24か月を超えることもある。）
- (4) 取引停止処分を受けた業者が、その取引停止期間の満了後1年を経過するまでの間に新たな事案で取引停止になる場合は、短くとも2か月以上の取引停止を行う。

（取引停止期間の短縮・解除）

第7条 学内理事会は、取引停止中の業者が、当該事案について情状酌量すべき特別の理由が明らかになったと認めるときは、その決議により、取引停止措置の期間を短縮することができる。

2 学内理事会は、取引停止中の業者が、当該事案において取引停止処分の対象となる行為に関与していないことが明らかになったと認めるときは、その決議により、直ちに当該業者の取引停止処分を解除するものとする。

(取引停止措置の通知)

第8条 本学は、第4条に掲げる取引停止処分を行ったとき、又は前条第1項の取引停止期間の短縮及び第2項の取引停止の解除は、その業者に対して速やかに学長名によって書面で通知する。

(不正取引対策に関するルールの周知)

第9条 本学は、不正取引対策に関する方針及び適用規則をホームページ上で常時掲載して取引業者への周知を行う。

(事務)

第10条 この不正取引に対する措置（処分）に係わる事務は、法人本部管財課が行う。

(基準の改廃)

第11条 この基準の改廃は、学内理事会の議決を経て行う。

附 則 この措置基準は、令和7年10月28日から施行する。